

マーケットバスケット方式に関する 調査研究事業について

※ 本資料は、調査研究事業「マーケットバスケット方式による最低生活費の試算に関する調査研究事業」の報告書の内容について、社会・援護局保護課において概要を整理したものである。

1 調査研究事業の概要

事業名・実施時期

- マーケットバスケット方式による最低生活費の試算に関する調査研究事業（令和2年度実施）

調査研究の目的

- 本事業は、過去にマーケットバスケット方式により実際に算出した国内外の事例について、具体的な算出方式をできる限り詳細に示し、マーケットバスケット方式での最低生活費を算出する場合に必要な調査や検討などの具体的な手順を改めて整理した。また、諸外国の事例では算出目的や利用方法は多様であり、そうした算出目的の対象生活水準が異なれば、得られる結果としての消費水準にも影響が及ぶことになるため、各算出の目的、対象とする世帯の生活水準、および、算出上・利用上の限界や課題についても合わせて整理した。

実施事業者

- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

検討委員会

- 本事業の実施に当たっては、有識者の参集を求めて検討委員会を開催し、調査全体設計、調査票の内容及び調査結果の解釈の検討等を行うこととした。検討委員の構成は以下の通り。（五十音順、敬称略、所属・役職は令和3年3月末時点）

	氏名	所属	役職	座長
委員	阿部 彩	東京都立大学人文社会学部	教授	
	岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部	准教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部	教授	◎
	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部	教授	
	渡辺 久里子	国立社会保障・人口問題研究所企画部	研究員	

1 調査研究事業の概要

調査結果の概要

【調査対象国】

- 日本
 - ・安藤政吉のマーケットバスケット方式による試算(算出年度:1946年)
 - ・江口英一らのマーケットバスケット方式による試算(算出年度:1974年)
 - ・金澤誠一らや中澤秀一らのマーケットバスケット方式による試算(算出年度:多数) 等
- 韓国
 - ・韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費調査
- カナダ
 - ・貧困線の策定におけるMBM
- EU
 - ・Reference Budgets

【実施主体】

- いずれの算出においても研究者が主体。
- 金澤・中澤による算出では労働組合系組織が実施。
- 韓国、カナダ、EUでは政府関係機関が組織として実施。

【試算の目的】

- 安藤、江口による算出は、敗戦後やオイルショック下の狂乱物価の中での低所得者の生活の安定化を目的としている。
- 金澤・中澤による算出は、最低賃金上昇に係る社会運動のための根拠となる資料を目的としている。
- 韓国では2015年以前は、公的扶助の支給額の算出方法としてマーケットバスケット方式が採用されていた。
- カナダでは貧困削減戦略及び州・準州の貧困削減に関する進捗管理のための指標として活用されている。
- EUでは、加盟国での専門家・関係者のネットワーク構築、比較可能な論理的枠組み、共通の計測手法開発、各費目のバスケット開発を目的としている。

1 調査研究事業の概要

調査結果の概要（続き）

【算出の前提とする生活水準】

- 安藤や韓国では「文化的な生活」を確保する水準としている。
- 江口やEUでは「社会参加が可能」な水準としている。
- ただし、どちらが高い・低いか等を定義から判断することは難しく、比較検討には慎重な分析や整理が必要。

【算出における市民参加の機会】

- 金澤・中澤、カナダ、EUでは市民が議論に参加する機会を設けている。
- 江口による算出は、調査対象への面接調査において希望生活水準を個別に聴取している。

【算出方法】

- 大きく分けて、以下の三つに分けられる。
 - ① 各品目について、数量(購入/消費量)に価格を乗じて算出
 - ② 各品目について、消費実態(消費額の平均値・中央値・第3十分位値等)を参照して算出
 - ③ その他
- 各算出において、多くの費目は①を基本にしつつ、②・③を部分的に利用する傾向が見られた。

【算出方法の留意点】

- 金澤・中澤、韓国、EUでは、調査主体の判断の恣意性を完全に排除出来ないことが挙げられている。
- EUでは市民参加の機会を設けている一方、マイノリティが参加対象になりにくいことなどが指摘されている。また、算出結果を規範的に捉えてしまい、個々の環境に応じて調整することなく利用されるリスクや、循環性リスクなどが挙げられている。
- 韓国では、所得上昇が物価上昇を上回る情勢下においては、中位所得と最低生計費の伸長にギャップが生じて較差が拡大することが課題とされている。
- カナダでは算出方法が更新されることで、貧困線の指標としての連続性が失われる可能性があることが課題とされている。

2 各算出方法の比較整理

算出の考え方、目的等

○ 日本、韓国、カナダ、EUでのマーケットバスケット方式による算出について、算出の考え方や目的等を整理した結果は以下のとおり。

(図表2-1) 最低生活費に関する各算出方法の比較整理(一部修正)

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs)パイロットプロジェクト
算出の主体	研究者	研究者	研究者・労働組合(全労連系)	官公庁、研究者	官公庁	研究者・European Commission
目的	<ul style="list-style-type: none"> 敗戦後の生活の困窮化に対し、安定化を図るためには生活を科学化・合理化し、生活様式の単純化や共同化が求められる。こうした生活政策の樹立の上で必要な物資量、生産量、消費量を求める上で最低生活費が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> オイルショック下の狂乱物価における低所得不安定階層労働者の生活がどのように破壊されているかを「最低基準生活費を尺度として示し、年金保障や、最低賃金制度などのよりどころとすることを目的とする。(1974年調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 最低生計費を求めることで、その水準を達成するために必要な最低賃金を計算し、最低賃金の引き上げを求める運動の基礎資料とすることを目的としている。 	<ul style="list-style-type: none"> (2015年まで) 公的扶助の支給水準の算出に使用(2015年以降) 制度変更後の給付水準の妥当性を測る基準として試算 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府の貧困削減戦略に位置付けられた公式貧困線として策定。 上記戦略及び州・準州の貧困削減に関する計画の進捗管理のための指標として活用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家・関係者のネットワーク構築 比較可能な理論的枠組み、共通の計測手法開発 可能な限り多くの参加国(26カ国)首都での食料バスケット開発、いくつかの参加国(8カ国)首都での他バスケット開発
政策との関係	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 2015年の制度変更まで、公的扶助支給額の基準として用いられた 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府が策定した計画において、貧困測定指標として用いられている 	<ul style="list-style-type: none"> EUでは欧州全体の生活水準の引き上げを目標としており、各国間で一致、整合する最低基準を定義するにあたって必要となるニーズに基づく社会保護水準の作成が提案されている。
前提とする生活水準	<ul style="list-style-type: none"> 「文化国家再建と生産力補充の基本的要件となる労務者の生活力を確保する上での最低限度に確保するための」水準 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的参加や参加するための移動、人間関係の形成が可能な「最低生活」を可能とする水準 	<ul style="list-style-type: none"> 生活に必要な費目を積み上げた、きちんとした生活＝「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための最低生計費 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国の公的扶助に係る法律(国民基礎生活保障法)に規定される「健康で文化的な生活」 同法において、最低生計費は、国民の所得・支出水準と、受給権者の世帯構成・生活実態や、物価上昇率等を考慮して決定するように規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 控えめで基礎的な生活水準(modest, basic standard living)という考え方のもと、参照世帯において最低限必要とされる商品及びサービスによって構成されたバスケットから算出した水準 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な社会参加に必要な最低限(the minimum for adequate social participation)の金銭的資源に対応した生活水準 RBs全般では、一定条件の生活水準を表す財・サービスを価格付けし集めたもの(バスケット)として定義

2 各算出方法の比較整理

算出の考え方、目的等(続き)

(図表2-1) 最低生活費に関する各算出方法の比較整理

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs)パイロットプロジェクト
算出開始年 算出年度	<ul style="list-style-type: none"> 1946年(一部47年のデータも使用) 	<ul style="list-style-type: none"> 1974年 1987年、1992年にも実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2006年～2020年の間に、複数の都道府県で実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1999、2004、2007、2010、2013年(試算結果を扶助水準として利用) 2017、2020年 	<ul style="list-style-type: none"> 2000年MBM(2000年発表) 2008年MBM(2010年発表) 2018年MBM(2020年発表) 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年
算出頻度	<ul style="list-style-type: none"> 単発 	<ul style="list-style-type: none"> 不定期 	<ul style="list-style-type: none"> 不定期 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね3年周期 	<ul style="list-style-type: none"> 不定期に試算方法の見直しを行い、基準年MBM(上記)を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 単発
算出単位(地域)	<ul style="list-style-type: none"> 6大都市を対象としつつも主に東京の闇価格や消費支出額を利用。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には1回につき1か所の都道府県 東京都の場合は、市区町村レベル 	<ul style="list-style-type: none"> 全国 	<ul style="list-style-type: none"> 全国(州・準州および都市部を中心とする一部地域) 	<ul style="list-style-type: none"> 各国の首都
実施した調査(アンケート調査・聴き取り調査等)の対象 試算世帯類型	<ul style="list-style-type: none"> 6大都市居住労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県(52世帯)・東京(45世帯)の失対労働者世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合の組合員世帯及びその知人など 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民
市民参画機会の有無	<ul style="list-style-type: none"> 無し 	<ul style="list-style-type: none"> 有り。調査対象への面接調査において希望生活水準を聴取し、その結果を研究者の品目設定・数量設定時に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 有り(中澤らによる試算のうち近年のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 無し 	<ul style="list-style-type: none"> 有り 	<ul style="list-style-type: none"> 有り
試算世帯類型	<ul style="list-style-type: none"> 5人家族(主人、妻、第1子～第3子) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽作業従事の中高年夫婦世帯(有業者1名) 	<ul style="list-style-type: none"> 若年単身世帯 高齢単身世帯 特定の標準世帯を設定しておらず、調査ごとに対象となる世帯について試算を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 4人家族(夫婦、子ども2人) 低所得層 	<ul style="list-style-type: none"> 4人家族(夫婦、子ども2人) 低所得層(所得第20分位世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> 単身 夫婦のみ 夫婦子ども2人

2 各算出方法の比較整理

算出の考え方、目的等(続き)

(図表2-1) 最低生活費に関する各算出方法の比較整理

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs) パイロットプロジェクト
改訂の方法	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活保障事業を所管する委員会およびその傘下の小委員会において、試算方法の見直しを行う。 専門委員会は費目別に設置されており、省庁担当者や学識者によって構成される。 委員会での決定を「社会的合意」をみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計局及び雇用・社会開発省の主導のもと、試算の方法について、「包括的レビュー」と呼ばれる見直しが行われ、新たな基準年のMBM (2008年MBM、2018年MBM) が作成される。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究は続けられているが、EU各国を比較する計測は行われていない。
各手法の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 「生活実相が一変した」状況であり、「資料の調査整備と適正化については非常に困難」な状況での調査である。 当時は配給不足分を闇購入する状況であり、推計時には配給と闇調達の両面を考慮している。 特に「闇の価格は時日、場所、相手により異なる」ため、「これが資料は特に注意」とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象が失対労働者つまり軽作業受持の中高年であり、若い年代に対して調査できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 品目選定が恣意的になるとの批判は避けられない。 労働組合団体との合同調査であり、調査対象者が労働組合の組合員やその関係者に限られ、回答者の平均所得も高いことが多く、正社員が多くを占める。 調査項目が膨大で、回答者負担が大きい 一部の費目で算定基準が曖昧になっている部分があったり、品目の耐用年数の設定が実情にそぐわない部分があったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低生計費に計上する「必需品」を検討する過程で、検討主体(専門家)の恣意性を完全に排除するのが難しい。 複数の費目の試算において物品の市場価格を参照する性質上、所得上昇が物価上昇を上回る情勢下においては、中位所得と最低生計費の伸長にギャップが生じる(格差の拡大)。 	<ul style="list-style-type: none"> MBMの策定方法を更新することで、貧困線の指標としての連続性が失われる可能性があるため、長期的な視点のもと貧困指標を策定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> フォーカスグループについて、参加者の採用の困難さ、マイノリティの参加の限界がある。参加者が自身の経験に依存し、規範的な枠組みであることを理解しづらいことなどが指摘されている。 RBs全般に関する利用上の課題: 結果を規範的なものとして個々の環境に応じて調整することなく誤使用されるリスク、低所得者の実際の消費パターンから構築されることの循環性リスク、恣意的な判断が避けられないリスクがある。

2 各算出方法の比較整理

各費目の算出方法

○各費目の算出方法が以下のいずれに該当するかを大まかに整理。

① **品目 × 数量 × 価格**: 各品目について、数量(購入/消費量)に価格を乗じて算出

② **品目 × 消費額**: 各品目について、消費実態(消費額の平均値・中央値・第3十分位値等)を参照して算出

③ **その他**: ①、②以外の手法によって算出

(図表2-2) 各費目の算出方法の概要

大分類	中分類	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs)
食料	酒類・外食以外	品目 × 数量 × 価格 品目 × 消費額(菓子・果物・茶・飲料)	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格
	酒類	—	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格 品目 × 数量 × 価格	—	—	—
	外食	—	—	—	品目 × 消費額(消費実態最頻値等を参照し調整)	—	—
住居		品目 × 消費額	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 消費額(家賃は基準を満たす住居の平均値)	品目 × 消費額	その他(第3十分位での分位点回帰により予測)
光熱・水道		品目 × 数量 × 価格(燃料費) 品目 × 消費額(光・水道)	品目 × 数量 × 価格(消費額から割り戻して設定)	品目 × 消費額	品目 × 数量 × 価格	—	—
家具・家事用品		品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格(パーソナルケアに含まれる品目)
被服及び履物		品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	—
保健医療		品目 × 数量 × 価格(医療・保健衛生)	品目 × 数量 × 価格	品目 × 消費額	品目 × 消費額(所得下位40%世帯の消費実態平均値)	品目 × 消費額	品目 × 消費額
		品目 × 消費実態(医薬費等)	—	品目 × 数量 × 価格(体重計や救急箱など)	品目 × 数量 × 価格(眼鏡等一部品目)	—	—
交通・通信	交通 通信	品目 × 消費額 品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格 品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格 品目 × 消費額	品目 × 数量 × 価格 品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格 品目 × 数量 × 価格	— —
教育		品目 × 数量 × 価格	—	品目 × 消費額	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	その他
教養娯楽		品目 × 消費額	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	その他
その他の消費支出		品目 × 消費額	品目 × 消費額	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格	品目 × 数量 × 価格
		その他(所得税を想定年収より算出)	その他(預貯金について)	—	品目 × 消費額(慶弔費等一部品目は、消費実態最頻値・中央値・平均値のいずれかを採用)	—	—

2 各算出方法の比較整理

各費目の算出方法(続き)

(図表2-3) 各費目の算出方法

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs) パイロットプロジェクト
費目分類一覧	<ul style="list-style-type: none"> ① 飲食物費 ② 嗜好品費 ③ 住居費 ④ 水道光熱費 ⑤ 被服費 ⑥ 保健衛生費 ⑦ 教育費 ⑧ 交通通信運搬費 ⑨ 公課負擔費 ⑩ 娯楽費 ⑪ 交際費 ⑫ 保険費 ⑬ その他雑費 	<ul style="list-style-type: none"> ① 飲食物費 ② 住居 ③ 雑費 ④ 被服費 ⑤ 一般の日用品 ⑥ 家具什器を中心とした耐久消費財 ⑦ 光熱・水道費 ⑧ 預貯金 	<ul style="list-style-type: none"> ① 食費 ② 住居費 ③ 交通費 ④ 通信費 ⑤ 被服・履物 ⑥ 保健医療費 ⑦ 一般の日用品 ⑧ 家具・家事用品 ⑨ 娯楽用耐久財 ⑩ 理美容用品 ⑪ 身の回り用品 ⑫ 教養娯楽サービス費 ⑬ 交際費 ⑭ 教育費 ⑮ 光熱水費 	<ul style="list-style-type: none"> ① 食料品費 ② 住居費 ③ 光熱・水道費 ④ 家具什器・家事用品費 ⑤ 被服費・履物費 ⑥ 保健医療費 ⑦ 教育費 ⑧ 教養・娯楽費 ⑨ 交通・通信費 ⑩ その他の消費支出 ⑪ 非消費支出 	<ul style="list-style-type: none"> ① 食費 ② 住居費 ③ 被服費 ④ 交通費 ⑤ その他の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① 食費 ② 住居費 ③ ヘルスケア ④ パーソナルケア
食料費の計算法・調査法	<p>対象費目分類:①、②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①最低必要なカロリー・タンパク質の量を決定し、それらを満たすように食料を配分。献立は考えない(食糧不足・偏在的な食糧危機のため)。 ・ ①価格は消費者価格調査(家計調査)の価格を利用。 ・ ②嗜好品は菓子、果物、茶、非アルコール飲料が含まれ、消費者価格調査(家計調査)での平均支出額を利用。 	<p>対象費目分類:①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦で4200カロリー以上かつ動物タンパク質130グラムを確保しうる水準を最低生活水準としている。 ・ 面接調査で上がった要望から品目を選定している。日本酒や果物(なし、ブドウ)などの嗜好品も一部バスケットに入れている。 	<p>対象費目分類:①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活実態調査の朝・昼・夜の取り方、会食の回数・費用を参照しつつ、必須栄養所要量を満たすように品目を選択する。 	<p>対象費目分類:①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養摂取基準に基づいて、参照世帯において必要とされるカロリーを設定する。 ・ 家計動向調査において把握した消費実態を参照し、最終的な購入量を決定する。 	<p>対象費目分類:①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○品目・購入量の設定 ・ 官庁が定めた栄養基準に基づいて、参照世帯における品目と購入量を設定する。 ・ 栄養基準は、専門家による討議や一般市民の消費実態把握、意見聴取を経て更新される。 ○価格の設定 ・ 統計局がカナダ全土38都市で収集した価格データに基づいて設定する。 	<p>対象費目分類:①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○品目の設定・購入量の設定 ・ 各国の専門家が定めた栄養基準に基づいて(献立でも利用)、参照世帯における品目と購入量を一般市民からなるフォーカスグループでの議論を踏まえて決定する。 ○価格の設定 ・ 各国共通の基準で簡易な調査を行い設定する。 ○食のその他の機能 ・ 身体的健康(栄養)以外の食の機能について、一般市民が議論(品目、数量の決定には至らず)

2 各算出方法の比較整理

(図表2-3) 各費目の算出方法

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs) パイロットプロジェクト
住居費の計算法・調査法	<p>対象費目分類:③</p> <ul style="list-style-type: none"> 空襲による焼失都市の拡大や復員引揚者の増加が住居難を引き起こしていたため、実態値のみから最低限の住居費を算出するのは適切ではない。 保健上、経済上、生活能力率上の見地から最低住居の規格を決定し、復興院の新統制令から住居形態別の家賃を算出している。 	<p>対象費目分類:②</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者からの要望(二間以上、風呂がほしいなど)に基づいて公営二種住宅、あるいは低所得高齢者向け住宅(2DK)を設定。 	<p>対象費目分類:②</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間借家を想定して試算した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画(全国計画)」による「最低居住面積水準」にもとづき、世帯類型に応じて面積を決定する。 家賃については、民間の賃貸情報サイトにおける調査対象地域の価格と生活実態調査を参照し決定する。 	<p>対象費目分類:②</p> <p>○品目・購入量の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸料、管理費、修繕費、引越費が含まれる。 官庁が定めた「最低住居基準」に基づいて、参照世帯の住居水準を設定する。 <p>○価格の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態調査結果を踏まえて、所得下位40%以下の世帯が居住する住宅水準を想定した家賃を設定する。 	<p>対象費目分類:②</p> <p>○品目・購入量の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 官庁が定めた住居基準に基づいて、参照世帯において必要とされる居住水準(寝室の数)を設定。 <p>○価格の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 国勢調査に基づいて、参照世帯に必要とされる水準を満たす賃貸住宅に住む所得第2・10分位世帯の家賃支出の中央値を参照する。 上記の費用には、備え付け家電や保険料も含まれる。 	<p>対象費目分類:②</p> <p>○住居要件の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> EUで一般的に合意された指標や各国のガイドライン等から世帯類型ごとに適切な住居の要件を設定。 <p>○家賃の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場に相応な数の住宅が供給されていることが期待できる価格として、その要件を満たす住宅に対して30%の世帯が実際に支払っている価格を利用してヘッドニック回帰(30パーセントイルでの分位点回帰)を行い、その回帰係数をもとに要件を満たす住宅の家賃を算出。 家賃以外の住宅関連コストについても上と同様の手順で算出。
光熱・水道費の計算法・調査法	<p>対象費目分類:④</p> <ul style="list-style-type: none"> 煮炊と暖房利用に必要な燃料を推計し、配給と闇調達より費用を推計。 光・水道料は使用量(電灯数や水栓数など)を想定し、定額利用で費用を推計している。 	<p>対象費目分類:⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> 1973年9月時点の総理府家計調査結果を参考に、所得階級第一5分位の平均支出額を基準とし、生活実態調査と比較しつつ算定している。 	<p>対象費目分類:⑮</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省「平成26年全国消費実態調査-単身世帯のうち勤労者世帯-」(5年に1回の調査)を用い、「男女、地域別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出(30歳未満)」より算定。 	<p>対象費目分類:③</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態調査に基づき、電気、上下水道、ガスの使用量を設定。 価格については、「大都市」「中小都市」「農漁村」の三区分で、各区分に該当する料金単価平均値を算出し、それに最も近い市・郡の価格体系を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 「②住居費」に含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「②住居費」に含まれる。

2 各算出方法の比較整理

(図表2-3) 各費目の算出方法

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs) パイロットプロジェクト
家具・家事用品費の計算法・調査法	<p>対象費目分類:③、⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者価格調査(家計調査)より品目を選定。使用量は研究者側で想定し、価格は闇価格と消費者価格調査での価格を用いる 	<p>対象費目分類:⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 1世帯当たりの平均手持ち数量に、小売物価調査における標準小売品の価格を乗じ、生活実態調査から耐久年数を勘案したうえで、費目ごとの月当たり支出金額を算出する。そのうえで、面接調査で聞き取った生活要望を使って補正する。 	<p>対象費目分類:⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> 持ち物財調査にもとづいて、原則7割以上の保有率の物を最低限必要な必需品と考えて算入する。 数量は、保有している世帯の第3十分位点を算定基準とした。 耐用年数については、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表(耐用年数表)を参考にする 	<p>対象品目:④ (被服費と同様)</p>	<p>「⑤その他の費用」に含まれる。</p>	<p>対象費目分類:④</p> <ul style="list-style-type: none"> エビデンスを参照しつつ、品目候補を提示し、各地域の文化的背景を取り入れるため、フォーカスグループでの議論をもとに品目を決定する 価格については小規模な小売価格調査を各地域で行う。
被服及び履物費の計算法・調査法	<p>対象費目分類:⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京地方都市勤労者を中心に調査し、被服費、寝具及び付属品の新調費を使用年数で除したものに補綴費を合わせ、これを家族構成別に算出し、平均した費用を最低必要な額とする。 	<p>対象費目分類:④</p> <ul style="list-style-type: none"> 1世帯当たりの平均手持ち数量に、小売物価調査における標準小売品の価格を乗じ、生活実態調査から耐久年数を勘案したうえで、費目ごとの月当たり支出金額を算出する。そのうえで、面接調査で聞き取った生活要望を使って補正する 	<p>対象費目分類:⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 持ち物財調査にもとづいて、原則7割以上の保有率の物を最低限必要な必需品と考えて算入する。 数量は、保有している世帯の第3十分位点を算定基準とした。 耐用年数については、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表(耐用年数表)およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」の「平均使用年数」を参考にする。 	<p>対象費目分類:⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態調査を参照し、支出の所得弾力性および保有率が特定の条件を満たす品目を採用。 条件は委員会における検討を踏まえて設定。 購入量・耐用年数は実態調査結果を参照し決定。 価格は、基本的には実態調査の代表値を参照。一部、中・下位の製品を基準に消費者物価指数、市場調査により推定。 	<p>対象費目分類:③</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体・NPOが独自作成したバスケットにおける被服品目リストを活用。 各品目について市場調査を実施し、年による価格変動の影響を抑えるために3年間の平均値を算出する。 2018年MBM以降は、各州の消費者物価指数を用いて各品目の価格を調整する。 	<p>なし</p>

2 各算出方法の比較整理

各費目の算出方法(続き)

(図表2-3) 各費目の算出方法

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs) パイロットプロジェクト
保健医療費の 計算法	<p>対象費目分類:⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費は、食糧事情の悪さから疾病率も高く、優良な薬品等の不足から18日の療養日数を想定。1日5円かかるものとして設定し、費用を推計。 	<p>対象費目分類:③</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接調査から得られた歯科診療費を節約しているという実態から、月当たり2回の診療回数を可能にする水準を設定する。 	<p>対象費目分類:⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活実態調査で医療費(窓口負担や医薬品購入費、月額)を尋ね、回答者の平均額を用いた。 体重計や救急箱などの保健医療用品については、持ち物財調査を参照する。 各調査で算定方法が異なる。 	<p>対象品目:⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得下位40%以下、4人世帯の平均的な支出を価格決定 眼鏡・生理用品等の一部品目については、消費実態を参照 	<p>・「⑤その他の費用」に含まれる。</p>	<p>対象費目分類:③</p> <ul style="list-style-type: none"> エビデンスを参照しつつ、品目候補を提示し、各地域の文化的背景を取り入れるため、フォーカスグループでの議論をもとに品目を決定する 価格については小規模な小売価格調査を各地域で行う。
交通・通信費の 計算法・調査法	<p>対象費目分類:⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務者は交通機関で20キロメートル先まで通勤するものとして、通勤定期と別途移動にかかる費用を想定。想定した費用と消費者価格調査の支出額の中間の金額を使用。 郵便利用について、消費者価格調査の数量を参考に、はがき・切手の使用量を設定している。 	<p>対象費目分類:③</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通費は、国鉄・バスをそれぞれ月に10回の利用を想定 通勤費用は全額勤務先が負担していると想定。 	<p>対象費目分類:③、④</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活実態調査より、移動手段を決定する。 自動車を保有する場合、自動車業界で行われている調査から、何年落ちの中古自動車を何年使用するかを決定する。 中古車のwebサイトで条件に合う、車の販売価格を参照する。 駐車場代、ガソリン代などは生活実態調査を参照する。 通信費については、全国消費実態調査の平均値を使用する。 	<p>対象費目分類:⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 4人の標準世帯の経済と社会活動状態を仮定し、これに基づいて標準世帯が主に利用する交通手段と通信手段の品目と形態を決定した。 	<p>対象費目分類:④</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特性を考慮して、日常的な交通手段を設定(自家用車のみ/自家用車+公共交通) 自家用車を利用する場合には、保険、整備、登録、運転免許証の更新などの費用も算入する。 その他、公共交通機関の費用を価格調査等により別途設定。 	<p>・なし</p>

2 各算出方法の比較整理

各費目の算出方法(続き)

(図表2-3) 各費目の算出方法

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EUのReference Budgets (RBs) パイロットプロジェクト
教育費の計算法・調査法	<p>対象費目分類:⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科書代を算出にあたり、小学校については学年と開講科目を整理している。中学校では各学年で使用する教科書数を想定している。 その他の教育費のうち、児童の玩具類、絵本類とは消費者価格調査の支出額を利用。 教科書代、玩具類絵本類を除く品目は消費者価格調査の価格や闇価格を利用。 	なし	なし	<p>対象費目分類:⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育費は、委員会での検討により、品目を規範的に設定し、実態調査及び市場調査によって価格を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤その他の費用」に含まれる。 	なし
教養娯楽費の計算法・調査法	<p>対象費目分類:⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> 品目・支出額について消費者価格調査を利用。 	<p>対象費目分類:⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 1世帯当たりの平均手持ち数量に、小売物価調査における標準小売品の価格を乗じ、生活実態調査から耐久年数を勘案したうえで、費目ごとの月当たり支出金額を算出する。そのうえで、面接調査で聞き取った生活要望を使って補正。 	<p>対象費目分類:⑨、⑫</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活実態調査の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定。 	<p>対象費目分類:⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態調査や各種統計資料を参照し、品目、量、価格を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤その他の費用」に含まれる。 	なし
上記以外の費目	<p>対象費目分類:⑨～⑬</p> <ul style="list-style-type: none"> 公課負担費は所得税、市民税、町会関係費で構成。年間所得を想定の下、所得税を推計。 交際費・保険費・その他雑費は他調査を踏まえ研究者側で設定。 	<p>対象費目分類:⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> 預貯金は1973年の総理府家計調査結果における全国勤労者世帯の所得階級第1-5分位、第2-5分位の貯蓄率(20.7%と24.3%)の間を取って22%の貯蓄率を設定している。 	<p>対象費目分類:⑧～⑯</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の費用については、財については、持ち物財調査にもとづいて、原則7割以上の保有率の物を最低限必要な必需品と考えて算入する。 	<p>対象品目分類:⑩⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他の消費支出」は、①～⑨に含まれない品目について、品目の性格や消費実態を参照して設定。 非消費支出は、租税や社会保障負担金(国民年金、健康保険など)を計上。 	<p>対象費目分類:⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 参照世帯における保有率をもとに、「その他支出」品目を設定。 特定年を基準に、係数(=その他支出額/(食費+被服費))を定め、各年の「その他支出」にかかる支出額を算出する。 	なし